# 令和6年度は

# 三師届・業務従事者届出の届出年度です



# ■ 令和6年11月18日より届出開始



令和6年11月18日

R6年届出用の仕様にシステム を更新

令和7年1月15日

届出締め切り





↑  $\underline{n-L} > \underline{\mathtt{ob}}$   $\underline{\mathtt{ECONT}} > \underline{\mathtt{ob}}$   $\underline{\mathtt{MBNO}}$   $\underline{\mathtt{ob}}$   $\underline{\mathtt{ob}}$   $\underline{\mathtt{mb}}$   $\underline{\mathtt{mb}}$   $\underline{\mathtt{mb}}$   $\underline{\mathtt{mb}}$   $\underline{\mathtt{ob}}$   $\underline{\mathtt{mb}}$   $\underline{\mathtt{ob}}$   $\underline$ 

# 健康・医療

### 医療従事者による2年に一度の届出 (三師届・業務従事者届)について

- 新着お知らせ 医療従事者による2年に一度の届出(三師届・業務従事者届)(こついて

#### 新着お知らせ

(令和6年11月12日追記)

- 「2.紙による届出」の医師・歯科医師・薬剤師の届出票、記入要領、記入例を令和6年届出用に更新しました。
- 「問い合わせ」に、オンラインによる届出に関する照会先を追記しました。

(令和6年11月18日追記)

- オンラインからの届出を行う専用サイトである医療従事者届出システム(リンク先)を令和6年届出用に更新しました。
- 「1. オンラインによる届出」の「(1) 医療従事者届出システムの利用に関する資料」に掲載している資料を令和6年届出用に更新しました。

#### 医療従事者による2年に一度の届出(三師届・業務従事者届) について

法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師の方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、12月31日現在における業務従事状況等について、厚生労働大臣や都道府県知事へ届出ていただく必要があり、今年度は届出年度になりますので、**令和7年1月15日(水)までに**届出票の提出をお願いします。

医師・歯科医師・薬剤師による届出(三師届)や業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生 士・歯科技工士による届出(業務従事者届)については、従来、紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事 先の医療機関等(※)にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっておりま す(紙による届出も可能です)。なお、医療機関等に勤務しない医療従事者は、紙による届出となります。

※ 医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

※ 医療従事者届出システムの利用は、医療機関等にお勤めの方のみです。個人で届出を行う方は紙による届出となります。



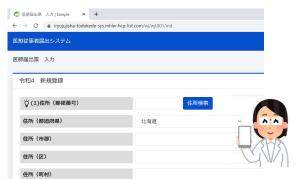
### ■ 3種類の届出方法から届け出方法を選択できます

#### 1. Web上で簡単入力

#### 推奨

各医療従事者個人がそれぞれ登録する方式です。

スマホで簡単に入力できます。 個人情報が誰の目にも触れずに、国 の管理システムに直接登録されます。 各個人で管理(修正等)でき、届出 申請内容がシステムによりチェック されるので、不備による差し戻しの 手間がないこともメリットです。



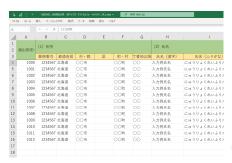
### 2. 施設担当者が届出 (Excel複数行入力)

#### 推奨

既存の管理台帳等を活用して、一括で登録する方式です。

<u>自施設の職員情報を既に管理されている場合など</u>に最適です。

この方式の場合、確定・送信前に各 医療従事者がその内容を確認するこ とが可能(任意)ですが、<u>各個人に</u> おいて届け出後の修正は行えません。





# 3. 各個人がExcel様式や紙媒体に入力(記入)し、施設担当者がエクセルに取りまとめて届出

紙媒体で収集する場合、施設担当者 においてExcel様式に入力する必要 があります。

Excelには簡易入力チェック機能が付いており、入力漏れ・入力間違いの軽減が図られます。 システム登録時にも記入内容は

チェックされます。





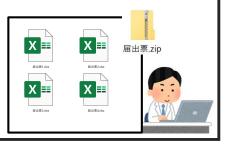
#### 【重要】

入力済みの各個人の様式(Excel個票)は、<u>施設担当者が取りまとめたうえで、システムに登録する必要があります。</u>

※令和6年度より、zipファイルにま とめずに、1件1件アップロードする ことも可能になりました。

提出遅れの者がいた場合でも、全職 員分の届け出が足止めされることが ないよう改善されています。





### システム利用前の準備



#### 1. 届出方法の決定

どなたが届出内容を入力するのか、どなたが取りまとめて提出するのかを事前に決めます。システムでは、この取りまとめ代表者を施設担当者と呼びます。

# ■ システム公開後の作業の流れ



#### 2. 利用申請

届出をオンラインで行うためには、まず最初に施設担当者が医療従事者届出システムにて、利用申請を行い、医療機関IDを発行します。

(医療機関IDは医療機関でなくても発行可能です)

(利用申請の際に登録するメールアドレスは、ログインにも使用するため、担当者が変わっても利用可能なものを登録することを推奨します。)



### 3. 部門や利用者IDの発行(任意)

届出の入力や管理を部門や医療従事者本人が行う場合、施設担当者は利用申請を行った後、それぞれシステムを利用する方のユーザーID登録を行い、それぞれの利用者へIDの伝達を行います。



### 4. 届出票の登録またはフォーム入力

予め決めておいた方法において、届出内容のWeb入力または Excelアップロードを行います。



### 5. 届出内容の確認・送信

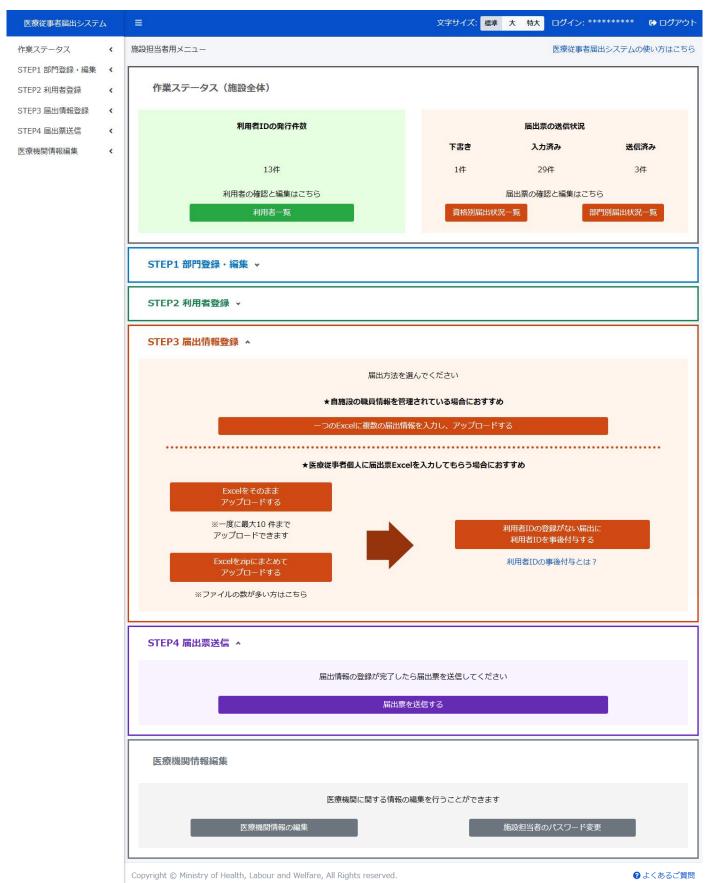
届出の内容を確認し、確定させます。代表者が取りまとめて入力した場合でも、各医療従事者個人がその内容を確認してから確定・送信することもできます。

令和6年度より、利用者ID本人が登録した届出については、施設担当者による送信は不要となりました。

## ■ 施設担当者向けメニュー

部門別や資格別の届出の状況確認や、取りまとめたデータのアップロード、部門担当者 IDの払い出し、利用者IDの払い出しなどの機能があります。

届出情報登録後、届出票送信が必要となることに注意が必要です。



# ■ 医療従事者向けメニュー

STEPに従ってフォームにて登録を行います。

医療従事者届出システム		文字サイズ: 標準 大	特大	ログイン: ******	未所属 user6	□グアウト  □ □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □	
医療従事者メニュ							
	利用者ID user6		<b>届出票の送信状況</b> 保健師・助産師・看護師・准看護師: 送信済み				
	STEP1 資格種別選択						
	届出を行う資格を選んでください。(1つ)						
	<ul><li>○ 医師</li><li>○ 保健師・助産師・看護師・准看護師</li><li>○ 歯科衛生士</li></ul>	<ul><li>○ 歯科医師</li><li>○ 歯科技工士</li></ul>	○薬剤	師			
	個人設定	○四村以上上					
							]
	個人情報の設定を行うことができます。						
	個人メールアドレスの メールアドレスの編集はこ		( )62	ワードの	変更		
							ı
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.						(	❷ よくあるご質問



### ■ 各種IDがわからない方は

前回年度届出時(令和4年度)に、施設担当者ID・部門担当者ID・利用者IDを取得した場合、同じIDでシステムを利用することができます。

■ 施設担当者ID (医療機関等)

利用申請時にシステムより送信されたメールに医療機関IDが記載されています。 以下の件名のメールをご確認ください。

件名「【医療従事者届出システム】利用登録完了通知」

■ 部門担当者ID (施設担当者が任意で発行)

施設担当者にお問い合わせ下さい。 施設担当者メニューの「部門一覧」から、利用者IDの確認や利用者IDのパスワードリセットが可能です。

■ 利用者ID(医療従事者)

施設担当者または部門担当者にお問い合わせ下さい。 施設担当者または部門担当者メニューの「利用者一覧」から、利用者IDの確認や利用 者IDのパスワードリセットが可能です。

# ■ 情報引き継ぎについて(転職等された方)

以下のいずれかに該当する場合、前回年度の届出内容を引き継ぐことが可能です。 引き継ぎ方法については、医療従事者向け利用マニュアルのP15をご参照ください。

- ①医療従事者が利用者IDを用いてログインし、前回年度の届出を行った場合。
- ②施設担当者や部門担当者が「一つのExcelに複数の届出情報を入力し、アップロードする」機能を用いて、アップロードするExcelに利用者IDを入力のうえ、前回年度の届出を行った場合。
- ③施設担当者や部門担当者が、前回年度の届出に対して利用者IDの事後付与を行っていた場合。
- ※施設担当者や部門担当者が前回年度の届出内容を用いることはできません。 前回年度の届出内容を引き継ぐことができるのは、医療従事者のみです。